

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
矢作建設工業株式会社(愛知県名古屋市東区葵3-19-7)[1000014513]
2. 資格登録停止措置の期間
令和2年7月1日 ~ 令和2年7月14日(2週間)
3. 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該有資格事業者は、令和元年8月16日、名古屋市中区のマンション建設現場で、台風の接近前に強風対策でクレーンのアームをワイヤで台座に固定させる際、誤った箇所にワイヤを取り付けたため、アームが折れ作業員が巻き込まれて死亡したとして、令和2年5月8日名古屋簡易裁判所より業務上過失致死罪で現場責任者であった社員が罰金刑の略式命令を受けたもの。
5. 資格停止措置理由
有資格業者である上記の事業者の現場責任者が、業務上過失致死罪で罰金刑の略式命令を受けたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故) 8 会社以外の者の発注に係る工事・調査等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事・調査等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上2月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)